

# 社会保険未加入対策の具体化に向けた 検討について

---

# 1. 「建設産業の再生と発展のための方策2011」(保険未加入企業の排除)①

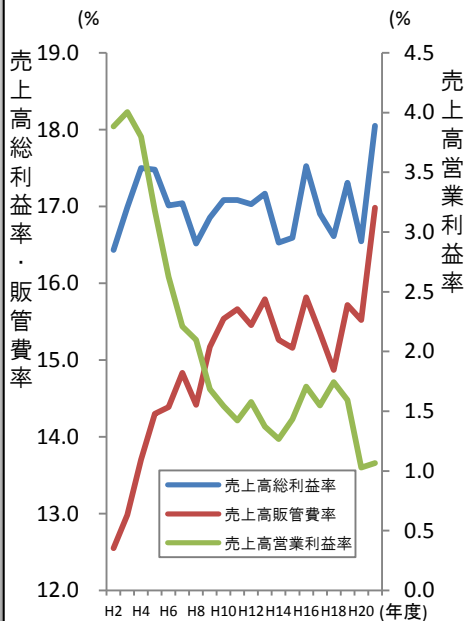
H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議取りまとめ

## 現状と課題

- 建設投資の減少の中、技能労働者の処遇低下、若年入職者の減少
- 適正に保険加入し、人材育成を行う企業ほど競争上不利

### 経営、雇用状況の変化

#### 経営状況

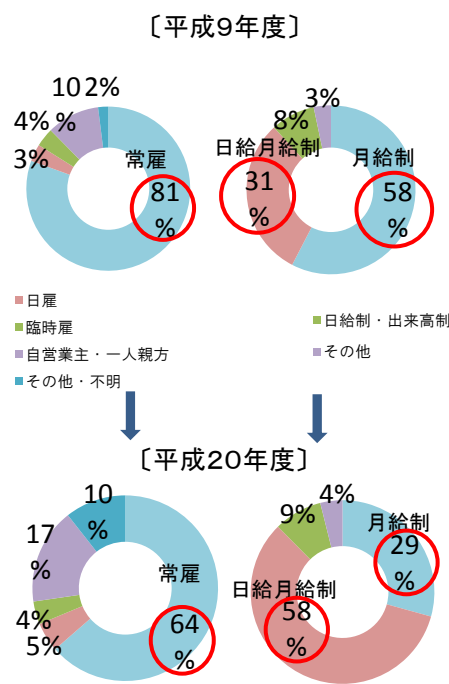


出所:財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

#### 雇用形態

#### 給与支払形態

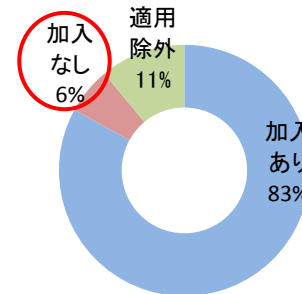


出所:国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」

### 社会保険等の加入状況

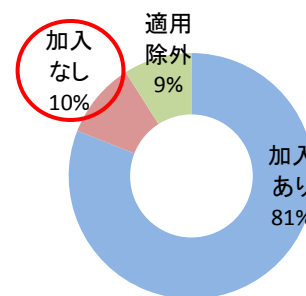
#### 企業単位

- 元請企業 (公共事業) <雇用保険>



約1割が未加入

- <健康保険・厚生年金保険>



出所:「経営事項審査」(H22)

※下請企業は不明

#### 労働者単位

- 建設業全体

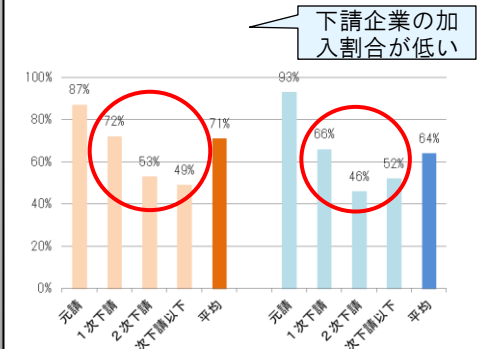
- ・雇用保険:61.0%
- ・厚生年金保険:61.9%

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合

(出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21))

- 公共事業の現場労働者

- <雇用保険・健康保険・厚生年金保険>
- ・土木71% ・建築64%



出所:国土交通省「公共事業労務費調査」(H22)

## 2. 「建設産業の再生と発展のための方策2011」(保険未加入企業の排除)②

### 行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

#### 1. 行政による指導監督方策

- ①許可更新時の加入状況確認
- ②公共工事参加者の加入状況確認
- ③建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との  
連携による加入徹底

#### 2. 元請企業における徹底方策

##### ○元請企業による下請指導←行政によるチェック

- 元請企業による下請指導責任の明確化
- 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
- ※施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

#### 3. 下請企業における徹底方策

##### ○下請企業による保険加入の徹底

- 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
- 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
- ・建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

### 派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
- ・見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
- ・請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

### 目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

#### スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
- 排除方策の進め方
- ・大規模工事から順次拡大
- ・5年目途で目指すべき姿に

#### 社会保険等の加入状況

##### 企業単位

- 加入義務のある許可業者について

100%

##### 労働者単位

- 製造業相当の加入状況を目指す

(参考) 製造業の加入状況

- ・雇用保険 92.6%
- ・厚生年金保険 87.1%

※雇用量(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合

出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21)

# 3. 社会保険未加入対策の検討事項(素案)

## 1. 建設業法による対応

### ①許可更新時の加入状況確認

- ・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加（建設業法施行規則第4条第1項を改正）。
- ・上記書面により保険加入状況を確認。未加入業者に対して加入指導。

### ②元請企業による下請指導

- ・特定建設業者が下請企業に対し指導すべき法令の規定（法第24条の6関係）に、保険加入関係の規定を追加（政令改正）。
- ・特定建設業者は、施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を確認（省令改正、全建様式等を変更依頼）し、未加入業者に加入指導。
- ・指導内容・方法に関するガイドラインを作成、特定建設業者に周知。

### ③建設業担当部局による立入検査

- ・事業所への立入検査  
建設業法上の立入検査に際し、併せて労働者単位での保険加入状況を確認。未加入業者に対して、保険加入を指導。
- ・工事現場への立入検査  
元請企業の下請指導状況指導を調査し、虚偽が判明した場合など状況に応じて指導。

### ④建設業行政上の指導・処分

- ・未加入企業に対して、保険加入を指導・勧告。
- ・指導をしても保険に未加入の場合には、保険担当部局に通報。
  - ・健康保険、年金→年金事務所
  - ・雇用保険→地方労働局
- ・建設業者として不適当な場合は、建設業法に基づく指示・営業停止等。

## 2. 調査・確認の機会を通じた加入促進

### ①公共事業労務費調査

- ・労働者単位での社会保険加入状況を把握。

### ②公共工事参加者の加入状況確認

- ・現行の経営事項審査で確認している①雇用保険加入、②健康保険及び厚生年金保険について、未加入業者の減点の幅を拡大（告示改正）。

## 3. 発注者・元請への働きかけ

### ○発注者への要請・周知、元請への指導

- ・法定福利費を含む適正な見積の実施、通常必要と認められる原価の確保等に関する周知徹底（ガイドライン等）。

## 4. 保険加入の啓発・キャンペーン

### ○関係者による啓発資料の作成、キャンペーンの実施

- ・関係者を交えた啓発資料の作成、周知（厚労省と連携）。
- ・行政、関係団体、協力会、保険者など様々な主体を通じたキャンペーンの実施。

## 5. その他

### ①ダンピング対策

### ②重層下請構造の是正

### ③保険者から建設業の事業所への働きかけ

### ④建設関係団体の自主的取組

### ⑤社会保険適用促進に向けた研究

# 4. 検討の進め方

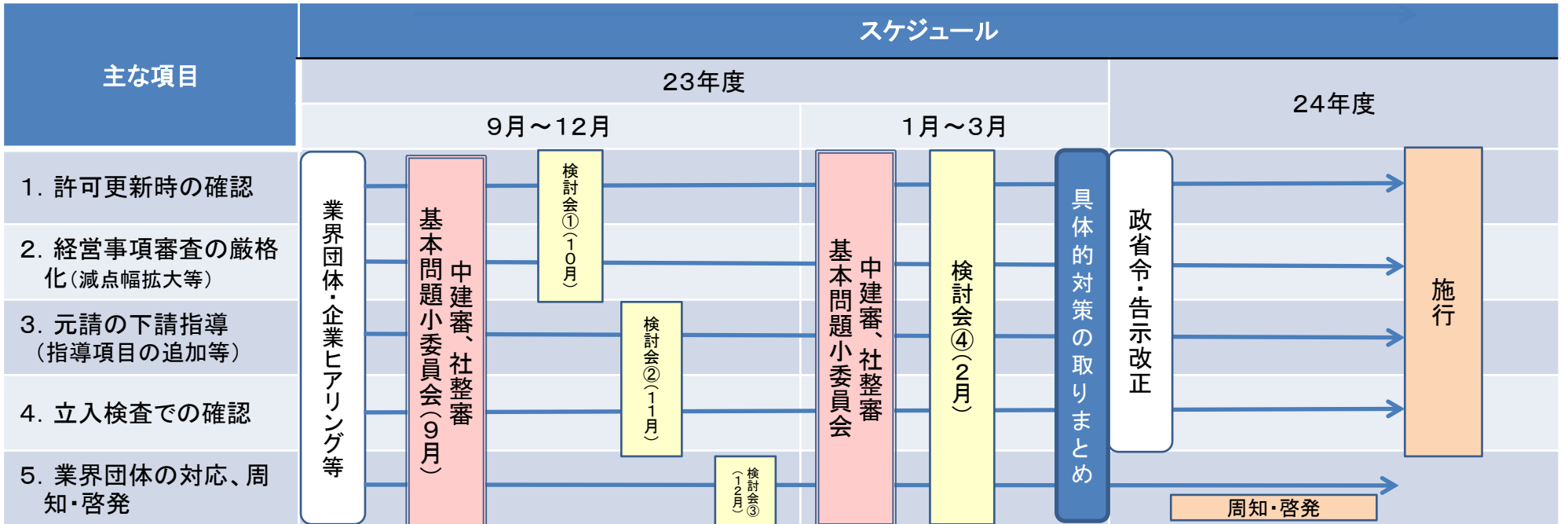
○平成23年度中に具体的な対策を取りまとめ。周知・啓発を行った後、対策を実施。

・平成23年度

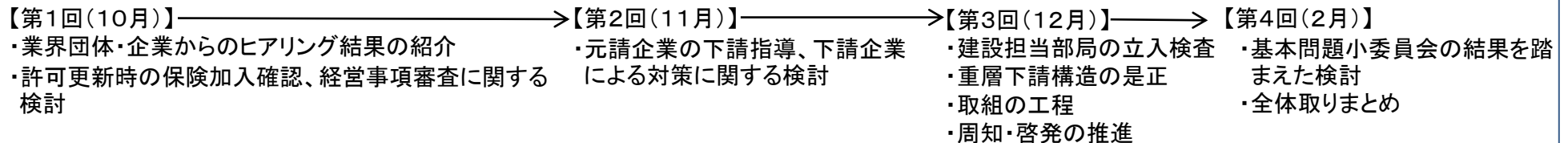
関係業界団体、労働者団体等で構成する検討会を開催。基本問題小委員会の議論を経て、制度改正等を具体化。

・平成24年度

業界団体、厚生労働省など関係者と連携した周知・啓発を実施。



〔検討会の検討スケジュール〕



# 5. 主な検討事項と検討の視点

## 第1回(10月27日)

- ◆関係団体からのヒアリング結果の概要説明及び意見交換
- ◆具体的な取組方策に係る検討①
  - (1)許可更新時における対応
    - 【主な論点】
    - \* 加入確認対象と必要書類
    - \* 未加入発覚時の指導及び保険担当部局との連携のあり方
    - \* 許可要件との関係
  - (2)経営事項審査における対応
    - 【主な論点】
    - \* 加入確認対象と必要書類
    - \* 未加入時の措置(減点幅など)
  - (3)公共事業労務費調査における対応

## 第2回(11月25日)

- ◆第1回検討会を踏まえた整理
- ◆関係団体による取組状況・考え方などに関するプレゼンテーション①
- ◆具体的な取組方策に係る検討②
  - (1)元請企業による下請指導
    - 【主な論点】
    - \* 加入確認対象・チェック内容
    - \* 指導対象・方策のあり方
  - (2)下請企業による対策
    - 【主な論点】
    - \* 加入確認対象・チェック内容
    - \* 指導対象・方策のあり方

## 第3回(12月15日)

- ◆第2回検討会を踏まえた整理
- ◆関係団体による取組状況・考え方などに関するプレゼンテーション②
- ◆具体的な取組方策に係る検討③
  - (1)建設業担当部局による立入検査
    - 【主な論点】
    - \* 加入確認対象・チェック内容
    - \* 検査対象の選定方法
    - \* 未加入発覚時の取組及び保険担当部局との連携のあり方
  - (2)重層下請負構造の是正
    - 【主な論点】
    - \* 請負・雇用に関するルールの徹底方法
  - (3)法定福利費の確保(発注者への指導、ダンピング対策等)
    - 【主な論点】
    - \* 発注者への理解促進に向けた取組内容
  - (4)周知・啓発の推進
    - 【主な論点】
    - \* 企業・労働者への周知内容・方法のあり方
    - \* 団体未加入企業など幅広い周知方策のあり方
  - (5)社会保険適用促進に向けた研究
    - 【主な論点】
    - \* 就労履歴管理など、研究すべき事項

## 検討の視点

5年間で保険加入率を向上

多面的・多角的な取組

発注者・受注者・下請業者・行政等関係者を挙げた推進

実情を踏まえた指導等の展開

# 保険未加入の要因(分析と対応策)

---

# 保険未加入の要因（ヒアリング結果等からの分析）

## 主体別にみた要因

- 元請業者においては従業員の社会保険未加入の状況はそれほど生じていないが、制度上下請企業の保険加入状況を確認・指導することが求められていないこと等から、下請業者の保険未加入状態が改善していない。
- 下請業者は保険料の事業主負担の重さや技能労働者の手取り志向等から、保険に加入していない状況。
- 建設産業行政においても、保険加入状況を網羅的にチェックする仕組みとなっておらず、社会保険担当部局との連携も行われていない。

### 元 請

### 下 請

### 行 政

#### 事業主

- ・受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性
- ・社会保険は下請業者内の雇用主と従業員間の問題との認識（下請業者の保険加入状況を確認・指導することが制度上求められていない）

- ・受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性（一次下請の場合）
- ・保険料の事業主負担が重い（経営への圧迫）
- ・業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化
- ・手取り金額を高くすることで技能労働者を確保（流動的な労働市場に対する防衛策）
- ・保険加入が義務であることに対する不知
- ・零細企業においては社会保険の手續に精通した従業員がいない（一方で社会保険労務士への外注は負担が重い）

- （建設産業行政）
- ・建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない。
- ・未適用事業所を確知した場合においても、継続的な指導を行っていない。
- ・社会保険担当部局との連携が行われていない。

#### 従業員

- ・将来の保証よりも日々の手取り志向
- ・技能に対する自信から、高収入を得られる職場を選好
- ・自己責任の伝統
- ・保険加入が義務であることに対する不知
- ・中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識
- ・給与収入額が明確になることを嫌う

- （社会保険行政）
- ・十分なマンパワーがないため、未適用事業所となっている建設業者を把握しきれておらず、指導も十分でない。



# 保険未加入の要因（各要因に対応した対策の実施）

## ＜保険未加入の要因＞

（行政によるチェック・指導関係）

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

（元請業者の関与関係）

「社会保険は下請業者内の雇用主と従業員間の問題」との認識

（保険料負担関係）

受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

（職人等関係者の意識関係）

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

（事業主の手續負担関係）

社会保険の手續に精通した従業員がいない

## ＜対策のポイント＞

行政による制度的  
チェックと、建設業担  
当部局・社会保険部局  
間の連携

元請業者が下請業  
者の保険加入状況を  
「知り得る」「指導責  
任がある」立場に

法定福利費が確保  
され、下請業者に流  
れる仕組みを構築

各主体に向けた啓発  
資料を作成し、社会  
保険制度の内容や  
手續等を周知

関係団体と連携し、  
個々の事業者の手  
續負担を軽減

## ＜対 策＞

○許可更新時の加入状況確認・指導

○経営事項審査の厳格化

○公共事業労務費調査

○建設業担当部局による立入検査

○建設業行政上の指導・処分

○社会保険担当部局との連携

○保険者から建設業の事業所への働きかけ

○元請業者による下請指導

○発注者への要請・周知、元請への指導  
（法定福利費を含む適正な見積りの実施等）

○ダンピング対策

○重層下請構造の是正

○関係者による啓発資料の作成、  
キャンペーンの実施

○建設業者団体の自主的取組  
（社会保険労務士会との連携）

保険未加入企業対策における各主体の主な役割

(検討中の内容を含む)

対策	元請	下請	労働者	建設業担当部局	社会保険担当部局	発注者
許可更新時の加入状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆許可更新時に、保険加入状況を確認できる資料を添付</li> <li>◆未加入のため加入指導を受けた場合には速やかに加入(この際、過去2年分の保険料を納付。以下同じ。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆許可更新時に、保険加入状況を確認できる資料を添付</li> <li>◆未加入のため加入指導を受けた場合には速やかに加入</li> <li>◆社会保険加入手続きに精通した社員がいない等事務的な対応が困難な場合には、関係業界団体や社会保険労務士会などと連携した対応体制の構築</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆許可更新申請時の添付書類により保険加入状況を確認</li> <li>◆未加入が確認できた場合には加入を指導</li> <li>◆指導後も未加入状態が是正されない場合には社会保険担当部局に通報</li> <li>◆社会保険担当部局との連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建設業担当部局から通報を受けた場合には加入指導等の対応</li> <li>◆建設業許可担当部局との連携の強化</li> </ul>	
元請企業による下請指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下請業者選定にあたり、保険加入事業者の積極的活用</li> <li>◆(一定期間経過後から)未加入の下請業者との契約締結や未加入の作業員の入場を行わない</li> <li>◆特定建設業者について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*当該工事の下請負人(直接契約関係にある者だけでなくすべての下請負人)に対し、社会保険関係法令の規定を遵守するよう指導努力</li> <li>*施行体制台帳に、下請業者の保険加入状況がわかる内容(事業所番号など)を記載</li> <li>*作業員名簿に、作業員の保険加入状況がわかる内容(保険番号など)を記載</li> <li>*上記書面や再下請通知書により加入状況を確認し、下請業者又はその労働者に未加入が確認された場合には、加入を指導</li> <li>*未加入状態が是正されない場合には、国土交通大臣又は都道府県知事に通報</li> </ul> </li> <li>◆一般建設業者においても、特定建設業者と同様の指導を実施することが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆再下請業者選定にあたり、保険加入事業者の積極的活用</li> <li>◆再下請業者の保険加入状況を確認し、再下請通知書に、保険加入状況(事業所番号など)を記載</li> <li>◆再下請業者の未加入が確認できた場合には、元請業者と連携して加入を指導</li> <li>◆未加入のため元請業者から加入指導を受けた場合には速やかに加入</li> <li>◆(一定期間経過後から)未加入の再下請業者との契約締結や未加入の作業員の入場を行わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆未加入のため元請業者から加入指導を受けた場合には速やかに加入</li> <li>◆(一定期間経過後から)未加入の作業員は入場を行わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆元請業者から通報があった場合には、事実関係を確認し、未加入が確認できた場合には加入を指導</li> <li>◆指導後も未加入状態が是正されない場合には社会保険担当部局に通報</li> <li>◆社会保険担当部局との連携の強化</li> <li>◆元請業者による下請指導のガイドラインを作成</li> </ul>		
建設業担当部局による立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆立入検査の対象となった場合に適切に協力</li> <li>◆未加入が確認された場合には、建設業担当部局の指導に従い速やかに自ら加入又は下請に対して加入を指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆立入検査の対象となった場合に適切に協力</li> <li>◆未加入が確認された場合には、建設業担当部局の指導に従い速やかに加入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆立入検査実施時に、保険加入状況についても確認</li> <li>◆未加入が確認できた場合には加入を指導</li> <li>◆元請企業の下請指導状況を確認し、指導が適切に行われていない場合には元請企業を指導</li> <li>◆社会保険担当部局との連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建設業担当部局から通報を受けた場合には加入指導等の対応</li> <li>◆建設業許可担当部局との連携の強化</li> </ul>	
公共事業労務費調査による状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共事業労務費調査の実施に対する協力</li> <li>◆調査実施をきっかけに未加入が確認できた場合には、自発的に加入努力</li> </ul>			<p>&lt;公共事業労務費調査担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共事業労務費調査の結果の分析及び分析結果の適切な活用</li> </ul>		
経営事項審査における加入状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆経営事項審査申請時に、保険加入状況を確認できる資料を添付</li> <li>◆経営事項審査申請をきっかけに未加入が確認できた場合には、自発的に加入努力</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆経営事項審査申請時の添付書類により保険加入状況を確認</li> </ul>		
発注者への要請・周知 元請への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮</li> <li>◆適正工期の確保</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆法定福利費を含む適正な見積の実施、通常必要と認められる原価の確保等に関する周知徹底</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮</li> <li>◆適正工期の確保</li> <li>◆元請業者の保険加入を契約の条件化</li> </ul>
関係者による啓発・キャンペーン その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆協会の会合、災害防止協議会、安全大会など様々な機会を通じて関係者に周知・徹底</li> <li>&lt;関係業界団体&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○会員企業等の保険加入状況の実態把握</li> <li>○会員企業等に対する周知・徹底</li> <li>○優良企業認定制度など独自の取組の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別し、雇用関係にある社員について保険加入を徹底</li> <li>◆協会の会合などの様々な機会を通じて関係者に周知・徹底</li> <li>◆保険制度や加入メリットなどに関する正確な知識の習得</li> <li>&lt;関係業界団体&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○会員企業等の保険加入状況の実態把握</li> <li>○会員企業等に対する周知・徹底</li> <li>○優良企業認定制度など独自の取組の実施</li> <li>○会員企業の保険関係事務処理の支援(社会保険労務士会と連携した対応体制の構築等)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保険制度や加入メリットなどに関する正確な知識の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆様々な機会を通じて関係者に周知・徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆様々な機会を通じて関係者に周知・徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建設業における保険加入状況や取り組み方策に関する理解</li> </ul>